

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同月〇日以降の基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）を離職した。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、安定所長に対し、受給資格の決定を求めた。

その際、請求人は、離職理由は、「休職期間満了」ではなく、「会社都合」であると申し立てた。

- 3 本件は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対して同月〇日以降の基本手当を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、要旨、精神疾患により会社を休職していたが、会社に対し復職を希望し、準備をしていたにもかかわらず、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日に実施された会社での面談において、「あなたの戻る部署はない。」「仕事があるか分からない。」等の発言や人格を否定する言動を受けたことで退職を余儀なくされたので、自身は特定受給資格者に該当すると主張している。

(2) この点、特定受給資格者に該当する者の範囲については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「則」という。）第35条等において規定されている。

本件について検討すべき点は、請求人の主張から判断して、請求人が「事業主又は当該事業主に雇用される労働者から就業環境が著しく害されるような言動を受けたこと（則第36条第8号）」又は「事業主から退職するよう勧奨を受けたこと（同条第9号）」に該当するか否かにある。

(3) そこで、上記法令に照らし、本件についてみると以下のとおりである。

まず、請求人は、復職に向けた面談において、「あなたの戻る部署はない。」「仕事があるかどうか分からない。」等、退職勧奨を意味するような発言を受けた旨主張する。

しかしながら、会社内におけるメールの内容からして、会社は、請求人が復職した際の受入れ体制を検討していたことがうかがえることから、会社は、請求人の休職後の職場の変化や復職後に求められるスキルを説明し、必ずしも休職以前の部署や担当業務に戻れないことを明らかにした上で、請求人の復職の意思を確認したものと解されるどころであり、請求人が、そのような環境では復職は難しいと考えたとしても、会社の当該説明をもって、退職勧奨に当たるとは認められない。また、請求人は、上記面談において、人格を否定するよう

な言動を浴びせられた旨主張するが、一件記録を精査するも、同主張を客観的かつ的確に裏付ける資料は見当たらないので、就業環境が著しく害されるような言動を受けたとは認められない。

よって、本件には、「事業主又は当該事業主に雇用される労働者から就業環境が著しく害されるような言動を受けたこと（則第36条第8号）」又は「事業主から退職するよう勧奨を受けたこと（同条第9号）」に該当する事情は認められず、当審査会としても、請求人の退職理由は、会社の就業規則に基づく休職期間満了であることから、請求人が特定受給資格者に該当するとは認められないものと判断する。

なお、請求人は、復職の意思があったにもかかわらず、退職勧奨を受けたと主張しているが、休職期間満了日（平成〇年〇月〇日）までに復職に係る医師の診断書を提出しておらず、また、同年〇月〇日に自ら会社に退職をする旨の連絡をしたと述べている。さらに、請求人は、「退職に関する確認事項」と題する書面に、退職理由を「休職期間満了のため」と記載し、自署捺印した上で、これを会社に提出したことからも、請求人の同主張は採用することができず、上記判断を左右するものではない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。